

## 第3章 重点整備地区

### 3-1 重点整備地区の位置及び区域

重点整備地区は、鉄道駅などの特定旅客施設を中心とする地区で、移動円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として、以下の要件により設定するものです。

(1) 特定旅客施設の要件：交通バリアフリー法施行令第1条

- a. 当該旅客施設 の1日あたりの平均的な利用者の人数が5千人以上である場合
- b. 当該旅客施設を利用する高齢者・障害者の人数が、当該市町村の高齢化率、障害者率から勘案して、aと同等以上である場合
- c. 上の施設のほか、旅客施設の利用状況から事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められる場合（徒歩圏内に高齢者・障害者等が利用すると認められる官公庁施設、福祉施設等が存在し、移動円滑化のための事業を一体的に実施することが効率的かつ効果的である場合）

旅客施設

- ) 鉄道事業法による鉄道施設
- ) 軌道法による軌道施設
- ) 自動車ターミナル法によるバスターミナル
- ) 海上輸送法による輸送施設
- ) 航空旅客ターミナル施設

(2) 配置(施設の分布)要件：交通バリアフリー法第2条第7項第1号

特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設の所在地を含む地区であること。

(3) 課題要件：交通バリアフリー法第2条第7項第2号

特定旅客施設、当該特定旅客施設と前号の施設との間の経路（以下「特定経路」という。）を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設（以下「一般交通用施設」という。）及び当該特定旅客施設又は一般交通用施設と一体として利用される駐車場、公園その他の公共の用に供する施設（以下「公共用施設」という。）について移動円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

(4) 効果要件：交通バリアフリー法第2条第7項第3号

当該地区において移動円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

また、重点整備地区を定めるにあたっての留意事項については、次のように示されています（移動円滑化の促進に関する基本方針より）。

#### 基本的考え方

重点整備地区の具体的な設定については、それぞれの市町村ごとに多様であると考えられるが、高齢者、身体障害者等の徒歩又は車いすによる移動の状況、土地利用や諸機能の集積の実態及び将来の方向性、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から、一体性があり、集中的・効果的な取組が可能となるような地区とすることが必要である。

#### 重点整備地区の数（略）

#### 重点整備地区の範囲

重点整備地区は、特定旅客施設からの徒歩圏内であることを要件としており、特定旅客施設からおおむね500メートルから1キロメートル以内の範囲であると想定されるが、具体的な区域の設定は、高齢者、身体障害者等の特定旅客施設からの移動の状況、施設の分布状況等市町村が地域の実情に応じて判断することが必要である。

#### 複数の市町村の協力（略）

#### 重点整備地区の境界

重点整備地区の境界は、できる限り市町村の区域内的の町界・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

上記の要件に基づき、また、上記の留意事項を考慮しながら、本基本構想における重点整備地区の位置及び区域について、次のように検討しました。

### (1) 特定旅客施設の要件

近鉄中川駅が特定旅客施設に該当する。

嬉野町においては、近鉄中川駅が特定旅客施設の要件に該当します。

#### 近鉄中川駅の乗車人員（平成13年度、単位：人）

総数	普通	定期	1日あたり
1,201,377	427,137	774,240	3,291

資料：三重県統計書

駅利用の実態調査（平成15年10月21日実施）では、乗車・降車を合わせて1日6,233人の利用者が観測されています。

## (2) 配置(施設の分布)要件

近鉄中川駅からやや離れてはいるものの、町役場周辺には高齢者、障害者等が日常的・社会的に利用する施設がまとまって立地している。

近鉄中川駅の周辺における公共公益施設の分布状況をみると、嬉野町役場、社会福祉センター、嬉野病院、生涯学習センター、嬉野郵便局等の「高齢者、身体障害者等が日常生活または社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設」が、近鉄伊勢駅の南にまとまって立地しています。ただし、徒歩圏と想定される概ね500mから1km(「重点整備地区を定めるに当たっての留意事項(基本方針三の2)」より)の範囲からはやや遠く、中川駅から1.5km程度の距離にあります。このほか主要な施設としては、中川駅から南東へ約1kmの距離に三重県科学技術振興センター(農業研究部)及び三重県農業大学校があり、自転車等による通勤・通学者がみられます。北へ約600mの距離には桜つつみ公園があり、とくに桜の季節には多くの人で賑わいます。

また、500mの圏内には中川郵便局があるほか、その付近には3つの医療施設が立地し、徒歩での利用者が比較的多くみられます。

## (3) 課題要件

実態調査の結果から、中川駅周辺から町役場周辺にかけての交通環境についての課題が出てきており、当該地域では移動円滑化のための事業がとくに必要となっている。

中川駅周辺から町役場周辺にかけての地域を対象として行った実態調査により、主要な交通環境についての課題が抽出されました(後述「資料」参照)。これと、嬉野町全体のなかでの地域の位置づけ(下記「(4)効果要件」参照)を併せて考えると、当該地域は移動円滑化のための事業を特に先行して実施していくべき地域であると考えます。

## (4) 効果要件

近鉄中川駅周辺から町役場周辺は、総合的な都市機能の増進を図る上で、バリアフリー化による効果の高い地区である。

第4次嬉野町総合計画において、近鉄中川駅周辺は「都市の中心地域として位置づけ、都市計画事業や土地区画整理事業を中心とした整備手法による土地の有効活用、高度利用などの都市的土地利用と、人びとが集いにぎわう都市空間の形成」を図ることとしている地域です。また、町役場周辺は「公的施設の既存集積を生かし、さらに高める文教・福祉等施設地区として位置づけ、公的施設などの計画的な立地・誘導」を図る地域とし

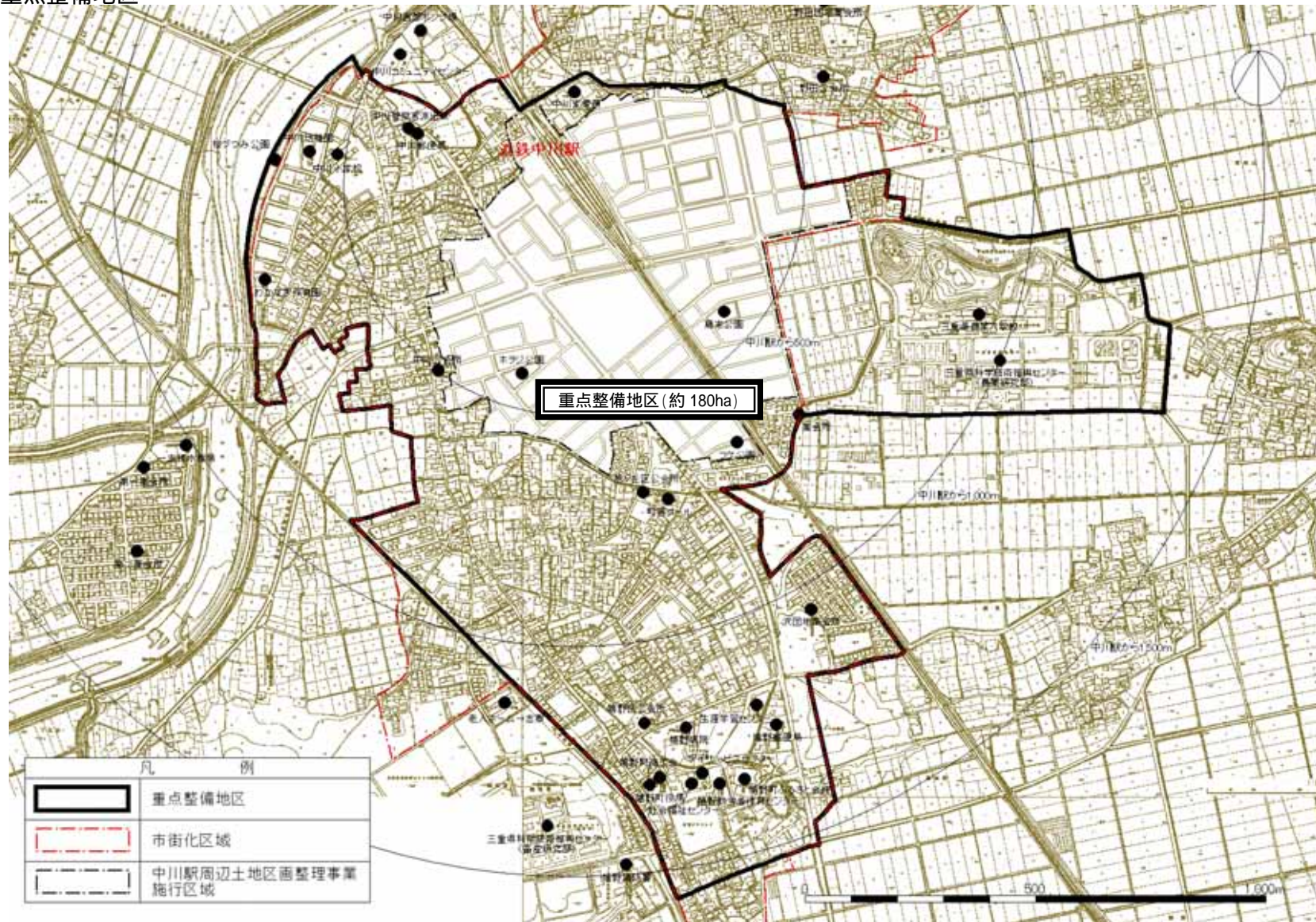
ています。

このように、近鉄中川駅周辺は嬉野町の中心地域として、町役場周辺は公的サービスの集積地として、今後とも整備を進めていくべき地域であると考えます。したがって、これら地域において移動円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することは、嬉野町全体としても効果が高いと考えます。

以上のことから、本基本構想における重点整備地区の位置及び区域を、次のように設定します。

< 位置 >	近鉄中川駅周辺から町役場周辺にかけての地域とします。
< 区域 >	上記地域における市街化区域の範囲を基本に、三重県科学技術振興センター（農業研究部）、三重県農業大学校、桜づつみ公園を含む区域とします。
	西は、JR 名松線により区切ります。
	南は、町役場等の施設が立地する地域を含むよう、道路で区切ります。
	北は、主要な交通施設を含むよう、近鉄線及び道路で区切ります。

図 重点整備地区



### 3 - 2 バリアフリー化を図るべき施設・経路

重点整備地区のなかで、バリアフリー化を特に図るべき施設・経路として、以下の3つを設定します。

- 中川駅及びその関連施設
- 特定経路
- ネットワーク経路

#### (1) 中川駅及びその関連施設

中川駅は、通勤・通学での利用者を中心として1日6,000人以上の利用者があるとともに、名古屋方面、大阪方面、伊勢方面の分岐点となっていることから乗換えでの利用者も多くなっています。また、高齢者、身体障害者をはじめとする移動制約者にとって、鉄道は重要な交通手段です。このため、中川駅のバリアフリー化はとくに重要であるといえます。

また、駅まで(駅から)の交通手段としては、徒歩、自転車、自家用車、タクシー、バスなど様々ですが、いずれの利用者も駅前広場～東西連絡線(地下通路)～駅という経路を辿ることになります。

したがって、中川駅、駅前広場及び東西連絡線(地下通路)のバリアフリー化を重点的・一体的に進める必要があると考えられます。

#### 対象となる交通施設

名称	備考
中川駅	特定旅客施設

< 中川駅と一体的に利用される一般交通用施設 >

名称	備考
(都)中川駅東西連絡線	
駅東広場	
駅西広場	

#### (2) 特定経路

中川駅と町役場周辺を結ぶ経路を、「特定経路」と設定します。

町役場周辺は、すでに各種の公的な施設が立地しているとともに、今後とも公的サービス地としての役割を果たしていくべき地域です。また、中川駅周辺は、現在施行中である中川駅周辺土地区画整理事業によって整備される都市基盤をもとに、広域的な交通、商業・業務の拠点としての役割が期待されるとともに、駅に近接する利便性を背景とした居住の場としての役割が期待される地域です。今後、駅周辺における人々の移動が活発になっていくなかで、この2つの地域を人にやさしい動線で結び、誰もが安全で安心

して徒歩等により移動できる環境を整えることは、生活の利便性や魅力をさらに向上させ、駅周辺でのまちづくりの成果をより大きくしていくことができると考えられます。

### 対象となる交通施設

< 経路を構成する一般交通用施設 >

名称	備考
(都)中川駅西線	
(主)松阪久居線	(都)中川駅西線から嬉野町ふるさと会館前までの区間
(町)嬉野小村線	(主)松阪久居線から町役場前までの区間

### (3) ネットワーク経路

中川駅周辺において歩行者等の主要な動線を構成するものとして、中川駅からおおむね 500m の圏内にある主要な道路を「ネットワーク経路」と設定します。これらの道路は、中川駅や沿道の商業施設等を徒歩、自転車、車いす等で利用する場合の経路として、バリアフリー化を図る必要があると考えられます。

### 対象となる交通施設

< 経路を構成する一般交通用施設 >

名称	備考
(都)中川駅東線	
(都)中川街路 1 号線	
(都)中川街路 2 号線	
(都)黒田野田線	中川駅周辺土地区画整理事業の施行区域内の区間
(主)嬉野美杉線	中川駅周辺土地区画整理事業の施行区域内の区間
(一)嬉野津線	(主)松阪久居線から三重県科学技術振興センター前までの区間
(主)松阪久居線	(都)中川駅西線から小川橋までの区間

図 バリアフリー化を図るべき施設、経路

